（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「様式第七に」を「様式第七号に」に、「係る様式第七号の二」に、「様式第七又は様式第七の二」を「様式第七号又は様式第七号の二」に改め、同条第二項中「係る様式第七又は様式第七の二」を「係る様式第七号又は様式第七号の二」に、「様式第七又は様式第七の二」を「様式第七号若しくは様式第七号の二」に改める。

様式第一号（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏　面）

注意事項　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

３．私は、臓器を提供しません。

《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

備考　１．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

３．一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。

４．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

５．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

６．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。

⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生月が月の初日である場合はその月）以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。

⑶　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（６歳の誕生日の前日以後の最初の３月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の２割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。

⑷　被保険者の資格を喪失したとき又は退職被保険者若しくはその被扶養者となったときには、直ちに被保険者証を市町村（組合）に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること（保険者が国民健康保険組合であるときは、添付を要しないこと。）。

⑸　被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出ること。

⑹　有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村（組合）に提出して、検認又は更新を受けること。

⑺　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

⑻　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第一号の三（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏面）

注意事項

１　この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。

２　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

３．私は、臓器を提供しません。

《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

備　考

１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

２．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

３．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

４．被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

⑴　滞納している保険料（税）を納付したときは、被保険者証が交付されること。

⑵　災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出ること。

⑶　被保険者の資格を喪失したときは、直ちに、被保険者資格証明書を市町村（組合）に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者資格証明書を添えること（保険者が国民健康保険組合であるときは、添付を要しないこと。）。

⑷　被保険者資格証明書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者資格証明書を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出ること。

⑸　有効期限を経過したときは、被保険者資格証明書を使用することはできないため、速やかに、市町村（組合）に提出して、検認又は更新を受けること。

⑹　不正に被保険者資格証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。